

新型コロナウイルス感染症対策本部（第3回）

議事概要

1 日時

令和2年1月31日（金）18時10分～18時25分

2 場所

官邸4階大会議室

3 出席者

内閣総理大臣 安倍 晋三

副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣 麻生 太郎

総務大臣，内閣府特命担当大臣 高市 早苗

法務大臣 森 まさこ

外務大臣 茂木 敏充

文部科学大臣 萩生田 光一

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣，内閣府特命担当大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣，内閣府特命担当大臣 小泉 進次郎

防衛大臣 河野 太郎

内閣官房長官 菅 義偉

復興大臣 田中 和徳

国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣 武田 良太

内閣府特命担当大臣 衛藤 晟一

内閣府特命担当大臣 竹本 直一

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

内閣府特命担当大臣 北村 誠吾

東京オリンピック・パラリンピック担当大臣、内閣府特命担当大臣 橋本 聖子

内閣官房副長官 西村 明宏

内閣官房副長官 岡田 直樹

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣法制局長官 近藤 正春

内閣総理大臣補佐官 木原 稔

内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人

内閣総理大臣補佐官 長谷川 榮一

内閣危機管理監 沖田 芳樹

国家安全保障局長 北村 滋

内閣官房副長官補 古谷 一之
内閣官房副長官補 前田 哲
内閣情報官 瀧澤 裕昭

4 議事概要

【厚生労働大臣】

本日の昼の第2回対策本部の時点で、日本における12名の患者と2名の無症状病原体保有者が確認されていましたが、さらに1名の陽性患者が明らかになり、これで13例目の患者です。この患者は奈良県の方ですが、詳細は事実関係を確認中です。

さらに昨日チャーター便で帰国された210名について、症状があった26名は全員陰性でしたが、184名のうち本日新たに2名の無症状病原体保有者が確認されました。無症状病原体保有者は合計4名ということになります。また、本日の政府チャーター便で帰国された149名の方々については、現在10名の方が東京都の医療機関を受診いただき、新型コロナウイルスの検査を受けていただいています。

【国家安全保障局長】

本日、昼の第2回対策本部におきまして、総理から、我が国に入国しようとする者が感染者である場合の入国拒否を徹底するほか、感染が確認されていない者の場合の入国管理を強化するようご指示がありました。

内閣官房では、出入国在留管理庁等と検討を行い、湖北省に滞在歴を有する外国人の我が国への入国を制限するため、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号が定める日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として、上陸拒否をするものとして、本邦への上陸の申請日前14日以内に同国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人が該当するものと解することといたしました。

本日、昼の第2回対策本部におきまして、総理から、今回の事態が国際的な広がりを見せる緊急事態であり、前例にとらわれた対応では対応できないとの強い危機認識が示されたことを踏まえ、只今ご説明申し上げた本件入国管理方針につきましては、本会合後可及的速やかに、持ち回りにて、国家安全保障会議緊急事態大臣会合開催の上、同じく持ち回りにて閣議了解をいただき明日2月1日から運用を開始したいと考えております。

【法務大臣】

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関し、当分の間、14日以内に湖北省での滞在歴がある及び湖北省で発行された中国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に規定する「日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当する者と解することで、閣議了解を得るものです。

これにより、新型コロナウイルス感染症の患者に加えて、14日以内に湖北省への滞在歴のある外国人等の上陸を拒否し得ることとなり、水際対策の一層の強化を図ることが可能となります。法務省としては、引き続き関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染拡大の防止に向け、万全の対策をとってまいりたいと考えておりますので、御了解のほどよろしくお願いいたします。

【外務大臣】

本日までに3機のチャーター機で計565名の武漢にいる在留邦人が帰国しました。来週第4便を武漢空港に派遣すべく中国政府と引き続き調整を行っております。中国側との調整が付けば4機目のチャーター便では邦人だけではなく例えば日本人の子供の付き添いの親族、外国籍の配偶者等も人道的理由で入国することも想定をされるため、関係省庁とはよく打ち合わせをしていきたいと思っております。

【内閣総理大臣】

本日未明、新型コロナウイルスに関連した感染症について、WHOが国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態、PHEICを宣言いたしました。これを受け、国内における感染の拡大を防止するため、新型コロナウイルスに関する感染症を、感染症法上の指定感染症に指定することにつき、その施行を前倒しし、明日2月1日から施行することといたしました。これにより我が国に入国しようとする者が感染者である場合には、入国法の規定により入国を拒否いたします。同時に、感染が確認できない場合についても、前例にない対応ではありますが、入国管理を大幅に強化することといたしました。特に、無症状にもかかわらずウイルスの陽性反応が出た人がいるという事実を踏まえ、水際対策の実行性を一層高め、感染拡大の防止に万全を期す観点から、当分の間、入国の申請日前14日以内に湖北省における滞在歴がある外国人又は湖北省発行の中国旅券を所持する外国人については、特段の必要がない限り、入管法に基づいて、その入国を拒否することといたします。今後、手続きを進め、指定感染症の施行と同じく明日2月1日午前0時から効力を発生させるものとします。WHOが緊急事態宣言を発出したように、感染が国際的広がりを見せるなか、日本国内の感染防止に政府の総力を挙げる必要があります。今後とも何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に、前例に捉われることなく、先手、先手の対応を進めてください。

以 上